

川崎市職場環境改善支援補助金を公募します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場環境の改善のための設備導入等を行う市内中小企業者を支援する「川崎市職場環境改善支援補助金」の公募を令和3年5月14日（金）から開始します。

1 対象者

令和3年4月1日以前より市内に事業所がある中小企業又は市内に事業所があり市内を納税地とする個人事業主、事業協同組合、医療法人、特定非営利活動法人等
※ 新たに対象者として追加

2 補助対象経費

設備・備品購入費、ITサービス導入費、委託費・外注費
※ 短期間の使用によって消耗するものは対象外

【対象経費の例】

非接触型体温計、サーマルカメラ、アクリルパネル、キャッシュレス決済端末、網戸の取り付け費用等

【対象外となる経費例】

空気清浄機のフィルター、マスク（複数回使用できるものも含む）、パソコン・パソコン周辺機器等

3 補助限度額・補助率

補助限度額：上限30万円 下限3万円
補助率：4分の3以内

4 事業実施期間

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで
※上記の期間に購入した備品等が対象になります。

5 公募開始日

令和3年5月14日（金）
※予算の上限に達した時点で受付終了となります。

6 申請方法

申請書類を下記提出先に郵送にて提出

【提出先】

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階川崎市経済労働局労働雇用部

案内サイト <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000127949.html>

※公募要領は令和3年4月23日（金）に公開予定です。

（問合せ先）川崎市経済労働局労働雇用部 担当 山本

電話 044-200-2298

FAX 044-200-3598

市内中小企業者等の新型コロナウイルス感染症対策を支援します！

川崎市職場環境改善支援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場環境の改善のための設備導入等を行う市内中小企業者等を支援します。

補助限度額

上限 30万円
下限 3万円

補助率

対象経費の3/4以内

補助対象経費区分・例

【設備・備品】

○対象となる経費例

非接触型体温計、サーマルカメラ、サーキュレーター、空気清浄機、アクリルパネル、網戸など

×対象外となる経費例

空気清浄機のフィルター、マスク（複数回使用できるものも含む）、アルコール消毒液、フェイスシールド、エアコン、机・椅子・棚、主たる機能が感染症対策ではない機器（空気清浄機能付き脱臭機、空気清浄機能付き冷・温風機）など

【委託費・外注費】

○対象となる経費例

アクリルパネル等の設置経費 など

×対象外となる経費例

感染防止が主目的でない改修工事 など

【ITサービス導入費】

○対象となる経費例

セルフレジ端末・システム利用料 など

×対象外となる経費例

パソコン、スマートフォン など

補助対象者

市内に事業所がある
中小企業、個人事業主、事業協同組合、
医療法人、特定非営利活動法人等

※詳細は公募要領を参照

事業実施期間

令和3年4月1日から
令和3年12月31日まで

※書類を受理した順に審査を行い、予算上限に達した場合は募集を終了します。

※過去に当該補助金の交付決定を受けている場合は補助対象になりません。

※公募要領・申請書類は川崎市ホームページからダウンロードしてください。

※申請書の交付・受付開始は5月14日からとなりますのでご注意ください。

お申し込み
お問合せ先

210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階

川崎市 経済労働局 労働雇用部

電話：044-200-2271 E-mail：28roudou@city.kawasaki.jp



公募要領・申請書類は
こちら（市HP）